

和歌山県立潮岬青少年の家に係る指定管理者候補者について

和歌山県立潮岬青少年の家の令和5年4月1日からの指定管理者について、募集を行った後、選定委員会の審査を経て、下記のとおり指定管理者候補者を選定しました。

なお、指定管理者の指定は、本年12月県議会での議決を経た後に行う予定です。

記

1 申請者

令和4年9月6日から同月20日まで募集を行ったところ、次の1者から申請がありました。

- (1) 名 称 特定非営利活動法人潮岬おもしろらんど体験学習推進協議会
所在地 和歌山県東牟婁郡串本町出雲1550番地
代表者 会長 地主 春美

2 指定管理者候補者の名称 特定非営利活動法人潮岬おもしろらんど体験学習推進協議会

3 審査の概要

(1) 審査の方法

令和4年10月3日に開催された和歌山交通公園・和歌山県NPOサポートセンター・和歌山県立青少年の家指定管理者選定委員会において、申請者から提出のあった書類の審査やヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査項目を、審査基準ごとに集計する方法により採点を行い、申請者が1者のため、合計点数が、あらかじめ定めた最低点（60点）に達していれば、指定管理者候補者とする方法で行いました。

(2) 選定委員会の構成

委員（長）	氏 名	役 職
委員長	藤田 直子	元和歌山県社会教育委員、和歌山大学非常勤講師
委 員	西川 一弘	和歌山大学紀伊半島価値共創基幹 准教授
委 員	南雲 裕子	一般社団法人ガールスカウト和歌山県連盟 連盟長
委 員	谷井 茂紀	谷井茂紀税理士事務所（税理士）

(3) 採点結果

審査基準	配点	審査項目	個別点	(特非)潮岬おもしろらんど体験学習推進協議会
1 県民の平等利用の確保（確保されない場合は失格）	10	①施設の設置目的を十分理解し、県民の平等な利用が確保されているか	10	10
		計	10	10
2 施設効用の最大限発揮	50	①施設運営の提案内容が、利用者の増加に資する内容となっているか	10	7.5
		②利用者の意見・要望の把握手法が適切で、施設運営に反映される内容になっているか	10	8.5
		③施設事業の運営内容が具体的・現実的で、施設の設置目的に資する内容となっているか	10	9
		④自主事業の運営等を通して、地域の実態に即したきめ細やかな取組を行い、魅力的かつ具体的・現実的で、施設の効用の増進に資する内容となっているか	10	7.5
		⑤食事の提供について、利用者の要求に応えるメニューや提供方法になっているか。また、食事提供価格は県の設定金額程度になっているか。	5	4.25
		⑥食中毒や感染症対策等の未然防止策が取られているか	5	4.25
		計	50	41
3 効率的な管理運営	15	①業務要求水準を超える効率的・効果的な内容となっているか（業務改善）	5	4.25
		②経費の節減（取組内容・実現性）	5	4.5
		小計	10	8.75
		③提案額の評価（自動計算）	5	5
		計(①+②+③)	15	13.75
4 管理を安定して行う能力	15	①施設の適切な維持管理を行う内容となっているか（仕様書記載の業務要求水準。履行可能性チェック表により確認し、確保されていない場合には失格とする）	10	10
		②財政基盤が安定し、施設管理を効率的・効果的に行う能力を有しているか	5	4.75
		計	15	14.75
5 地域・社会貢献	10	①県内に事務所等を置いているか	6	6
		②法定雇用障害者数を超過して障害者を雇用しているか	3	0
		③障害者就労施設等から物品等を調達しているか	1	0
		計	10	6
合計			100	85.5

(指定管理者候補者)

(4) 総評

ア 潮岬青少年の家として、地域資源を活かし、地域と連携しながら自主事業の実施やグラウンドゴルフといったスポーツ事業等を実施しており、地域との連携がしっかりできており評価できる。

イ 利用者の要望に対して、適切に対応しており評価できる。

ウ 串本町ではロケット事業の推進もあり、より地域と連携していく余地があると思われ、自主事業の実施について、関連した新たな事業の実施や、With コロナの中、創意工夫しながら利用者が増となる事業運営を期待したい。

エ 潮岬青少年の家は、災害時に避難所等としての役割を有しており、地域の住民の期待もあると思われ、災害時の体制強化を図っていくことを期待したい。